

一般社団法人群馬大学工業会表彰制度規程

2021年 4月 1日制定

2024年 5月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬大学工業会（以下「本会」という。）定款第4条（目的）第1項及び第2項の規定に基づき、本会の目的遂行のための事業を充実させる一環として、本会会員（以下「会員」という。）の諸活動における功績を表彰するため、必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、本会の活動又は利益向上に多大なる貢献をした会員、社会に顕著な貢献をした会員、学業優秀又は在学中において顕著なる活動をした会員の功績に対して行う。

(表彰種別と対象者)

第3条 表彰は、次の各号に掲げるとおりとし、本会表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、表彰を行う。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 工業会賞 | 若干人 |
| (2) 社会貢献賞 | 若干人 |
| (3) 工業会奨励賞 | 学生会員若干人 |

(委員会)

第4条 委員会は、理事会構成員をもって組織し、必要に応じて、理事以外の者を委員に加えることができる。

2 委員会に、委員長を置き、理事長をもって充てる。

(運営)

第5条 委員会は、表彰対象者の推薦・応募要件を作成し、公募を行い広く対象者を募る。

2 第3条第1号及び第2号の賞の公募期間は、原則として、毎年11月から翌年2月までの4か月間とする。

3 選考は、公平・公正を旨とし、可能な限り定量的な評価を基準とする。

4 被表彰者の決定は、選考委員の合議制による全会一致とする。

5 前項の決定は、本会理事会への報告と承認を必要とする。ただし、第3条第3号の被表彰者は、事後報告の承認とする。

(表彰の方法)

第6条 第3条第1号及び第2号の表彰は、原則として、本会定時社員総会の席上において賞状及び褒賞にて行うとともに、会員への広報により、その功績を称える。

2 第3条第3号の表彰は、群馬大学大学院理工学府・理工学部の学位記伝達式の席上において前項と同様の方法で行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、本会理事会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰制度に関して必要な事項は、本会理事会が別に定める。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年5月25日から施行する。

